

わいせつで取り消しの保育士

再登録、最大10年禁止

厚労省案

厚生労働省は保育士による児童へのわいせつ行為を防ぐため、禁錮以上の刑を受け都道府県から登録が取り消された場合、再登録の禁止期間を現行の刑終了後2年から10年に延長する方針を決めた。罰金刑などの場合は再登録までの期間を現行の2年から3年に延ばす。有識者検討会で年内にも制度案を固め、保育士資格要件などを定めた児童福祉法を改正する。

後藤茂之厚労相は19日

の閣議後の記者会見で「次期通常国会での法案の提出に向けて検討を進めている」と述べた。

再登録の際は、都道府県が審査会などで可否を判断する仕組みも新たに導入する。わいせつ行為で保育士登録を取り消された人の情報を共有する全国的なデータベースの整備も検討する。厚労省によると2003年から20年4月までに、わいせつ行為などを理由に保育士登録の取り消し処分を

受けた人は64人（男性61人、女性3人）に上った。今年5月、議員立法により、わいせつ行為をし

た教員の復帰要件が厳格化された。保育士もこれにならない要件を厳しくする。